

東日本大震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心より祈念いたしております。

Contents

- 賞 与 ■：冬季賞与の算定
に向けて
- 給 与 ■：債権の取り立てと
給与の差押え
- 提 供 ■：経営に役立つ
ビジネスレポート

賞 与

冬季賞与の算定に向けて



◇「賃金構造基本統計調査」に見る 大卒初任給の動向

平成23年11月15日厚生労働省公表の賃金構造基本統計調査によると、大卒初任給は男子で205,000円、女子で197,900円と前年度比2.3%の上昇がみられ、男女平均で201,450円と調査を開始以来初の20万円を超える金額となりました。調査は日本全国の地域で日本標準産業分類に基づく16業種で行われましたが、リーマンショック以降の不景気下、賃金水準が落ち込んでいたものの、若干の景気回復の期待が見込まれるところです。

調査対象事業所は常用使用労働者数10人から99人、100人から999人、1,000人以上の事業所に分けられ、常時使用労働者数100人以上の事業所では昨年度比男女平均+2.25%、100人から999人の事業所では+4.8%、また金額はいずれも20万円を超える結果となっていますが、常時使用労働者数10人から99人の中小企業では昨年度比-3.0%と減少するに至っています。大卒初任給のデータを見る限りは未だ中小企業の景況は依然として厳しい見通しだと言えるかもしれません。

◇労働者の労働意欲の向上につながる方策

冬季賞与の金額決定に向けて、直近の賞与支給月数を見てみると平成23年夏季賞与は1.93ヶ月、平成22年冬季賞与は2.01ヶ月、同年夏季賞与は1.84ヶ月、平成21年冬季賞与は1.89ヶ月（労務行政研究所調べ）となっており、リーマンショック後、徐々に上昇傾向にあります。しかしながら、年間総賃金の推移を見てみると年々微減の傾向にありますので、各企業においては「定期昇給の金額を減らすことや単純な賃金カットをする代わりに、賞与に還元する」といった傾向が見受けられます。平成23年夏季賞与については震災前の業績から大企業では増加していますが、中小企業では減少となっており中小企業においては総じて労働者の総所得が落ち込んでいます。今年度の冬季賞与の支給に関しても減額傾向が濃厚です。

今年度の冬季賞与を増額し定期昇給を減額するか、賞与を減額し昇給を増額するか、来年以降まで景気回復を待ちそのうえで人事考課や財務状況を考え決定するか・・・etc。単に金額の上げ下げだけの問題ではありませんが、いずれにしても労働者の労働意欲の向上につながる方策を取りたいところです。

債権の取り立てと給与の差押え

◇従業員がサラ金業者に借金！！どうする？

従業員が、あるサラ金業者に多額の借金をしたまま夜逃げをしてしまい、そのため、そのサラ金業者が会社にやって来て、未払給与や退職金を借金返済に充てるので支払ってくれといわれて困ったという相談を、ごく希にですがいただきます。この場合の対応について、お話ししたいと思います。ご参考にしてみてください。

◇賃金は必ず労働者本人に直接手渡さなければなりません

サラ金業者も大手の場合は、裁判所を通して法的手続きをとりますが、そうではない業者の中には直接会社へやってくるケースがあるようです。しかし、賃金は必ず労働者本人に直接手渡さなければなりません。これは、賃金のピンハネなどを防ぐために設けられた、労働基準法第24条による「強行規定」です。ですから、例えばサラ金業者が本人から委任状を預かっていても、債権譲渡（賃金請求権を譲り受けた）の証書をもっていようと、これに応じる必要はありません。逆に違反した賃金の支払いは無効となり、罰則（30万円以下の罰金）の適用もあります。ここでいう賃金とは、「名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの」を指し、給与のほか各種手当や賞与、そして退職金も含まれます。

会社としては断固業者の要求を拒否すべきところです

が、もし業者がしつこく押しかけてきて迷惑をかけるようなら、近くの警察に連絡し警察官を派遣してもらい、刑法によるところの業務妨害や不退去罪として取り締まってもらうことです。また、同時にそのサラ金業者の監督官庁に連絡し（複数の都道府県で営業する者は財務局、一つの都道府県内で営業する者は当該県庁の金融課など）、貸金業規制法第21条「業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない」に違反するとして、会社へ取り立てに来ないように行政指導をしてもらうこともできます。

◇裁判所を通じ「給与の差押え」となった場合には？

しかし、サラ金業者が正規の法的手続きをとり、裁判所を通して「給与の差押え」をした場合には、差し押さえられた範囲で未払給与や退職金を支払わねばなりません。月給制ならば、基本給及び諸手当（通勤手当は除く）から所得税・住民税・社会保険料等を控除した残額の4分の1（ただし、残額が28万円を超えるときは残額から21万円を引いた額）を、退職金については、同じく所得税・住民税等を控除した残額の4分の1が差し押さえられることとなります（民事執行法第152条及び施行令第2条）。残りは必要生計費として差押えが禁止されています。もし、差し押さえしている債権者（サラ金など）が複数いる場合には、供託することとなります（民事執行法第156条2項）。

上記を参考にいただき、このような事態になった場合でも、慌てずに適切な対応をとることが必要です。

いつも元気な「まめ男先生」から今月もお知らせ豆知識。

今回は、1ページ目の「賃金構造基本統計調査」に関する豆知識をお伝えします。



「まめ男先生」

Q. 厚生労働省が公表している統計調査資料は数字ばかりで難しい…面白くまとめられているものはないでしょうか？

A. 専門家でなくても面白く見られるものがあります。例えば“人口100人でみた日本”です。日本を100人の国に例えて統計しています。

「性別は？男性48.8人、女性51.2人」「学生は？小学生5.5人、中学生2.8人、高校生2.6人、大学生・院生2.3人」「仕事についているのは？48.9人（その内雇われている42.7人、自営4.5人）」「生涯でがんになるのは？男性26.4人、女性21.0人」「タバコを吸うのは？男性15.1人、女性4.6人」など。

私たち社会保険労務士は、職業柄、厚生労働省の各種統計調査資料を日頃から良く目にしますが、皆様はなかなかご覧になる機会も無いのではないのでしょうか。気楽に見られる資料もありますので、お暇な時に一度覗いてみてはいかがでしょうか。

※厚生労働省ホームページ参考“日本の1日” <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/11-3/dl/1jp.pdf>

“人口100人でみた日本” <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/11-3/dl/100jp.pdf>

提供 『経営に役立つビジネスレポート』を無料で
ご提供いたします！



弊所がお届けする“ビジネスレポート”は、経営に役立つ情報が満載です！
 例えば「マネジメント関連」では経営戦略、企画・営業、広報、生産・物流、人事管理等の情報を、
 「ビジネス関連」では卸・小売、食品、製造、不動産、情報・通信等の各業界情報を、その他「ビジネス以外」では、生活分野、健康、環境、豆知識など、多岐にわたる経営情報を取り揃えております。
 以下の中からお興味があるテーマがございましたら、弊所あてにお電話いただくか下記フォームに必要事項をご記入のうえFAXをお送りください。ご希望のレポートを“無料”にてお届けいたしますので、お気軽にお申し込みください。

今月のおすすめビジネスレポート

【マネジメント関連】

レポート番号	タイトル	内容
#1623 (全6ページ)	コンプライアンス経営の重要性と文書管理の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス経営の意義 ・文書・情報管理のための方法
#2375 (全9ページ)	労働時間の法的規制と残業削減のための第一ステップ	<ul style="list-style-type: none"> ・労働時間の基本的な考え方 ・労働時間に関する主な制度改正 ・残業削減に向けた取り組み

【ビジネス関連】

レポート番号	タイトル	内容
#7180 (全7ページ)	地震や津波で発生する災害廃棄物の処理動向	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災による災害廃棄物 ・災害廃棄物の処理に関する政策 ・災害廃棄物処理と廃棄物処理業者の動向 ・参考ウェブサイト
#7181 (全9ページ)	もう一度おさらい 知っておきたい主な資金調達法	<ul style="list-style-type: none"> ・企業経営の根幹を成す資金調達の概要 ・金融機関からの借り入れ（間接金融） ・新株や社債の発行（直接金融） ・債権の早期現金化（流動化） <p style="text-align: right;">他</p>

【ビジネス関連以外】

レポート番号	タイトル	内容
#2915 (全5ページ)	電子メールのコミュニケーションはここがポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メールが変えたコミュニケーション ・誤解や行き違いを防ぐための方法

TEL の場合 : 03-3440-6217 FAX の場合 : 03-3440-6257

貴社名		ご担当者様	部署・所属:
所在地	〒		
E-MAIL		電話番号	
ご希望のレポート番号			

※ご記入いただきました個人情報、ビジネスレポートのご案内及びお届けすることを目的とし、それ以外では利用いたしません。

お困りなことがございましたらお気軽にご相談ください